平成２６年（フ）第６１９号
千葉県船橋市本町２丁目17番９―101号
破産者　山田　栄二
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５４５号
千葉市稲毛区稲毛東６丁目10番２棟102号
破産者　川上　好弘
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６３０号
千葉県船橋市本郷町601番地１　グリーンハイツ103号
破産者　櫻田　直樹
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６４６号
千葉県市原市八幡海岸通19番地１　ユーフォニー市原402
破産者　安田　吉孝
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６５１号
千葉県船橋市田喜野井４丁目42番18号　シティハイツ渡辺102号
破産者　和田　貢一
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６６１号
千葉県船橋市栄町１丁目20番１―203号
破産者　飯田　勝政
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１１７４号
大阪府池田市中川原町296番地
破産者　株式会社タックエンジニア
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１７５号
大阪府池田市中川原町296番地、商業登記簿上の本店所在地兵庫県川西市加茂１丁目11番28号
破産者　株式会社ティ・ケイ・エム・パブリックワークス
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９９２号
大阪市中央区西心斎橋２丁目９番５号
破産者　有限会社源八
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５１６号
大阪市中央区久太郎町２丁目５番12号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区久太郎町３丁目１番15号
破産者　有限会社ケイズクラブ
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６９３号
札幌市中央区北１条西20丁目１番27号
破産者　コペル株式会社
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６９４号
札幌市中央区南１条西９丁目１番15号
破産者　株式会社ネットバズ
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７９８号
さいたま市見沼区蓮沼970番地―１
破産者　ティー・シー・エス・エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８９８号
さいたま市桜区大字下大久保1699番地２　パルコート浦和1008
破産者　高木　慶子
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２３号
埼玉県本庄市児玉町八幡山385番地２
破産者　野沢産業株式会社
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２０５号
埼玉県深谷市小前田23番地１
破産者　株式会社岩田興業
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２１６号
埼玉県比企郡吉見町大字本沢字加沼345番地
破産者　株式会社千屋（旧商号株式会社福永）
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１５８号
千葉県印西市原４丁目１番地２棟208号
破産者　須藤　潤一
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第６６６号
東京都小平市小川町１丁目135番地の１カーサベルデ202
破産者　本間　祥郎
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６９９号
名古屋市中区錦２丁目６番15号
破産者　イマエダ商事株式会社
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０１号
沖縄県沖縄市美原２丁目13番６号
破産者　有限会社知花重機土木
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第２９４号
北海道上川郡美瑛町幸町４丁目３番29号
破産者　有限会社谷口工業
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部